

●取扱職種の範囲等 ・職種は家政婦 ・地域は東京都、埼玉県、神奈川県

●手数料に関する事項

・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

| サービスの種類及び内容                                                                                                                                                                         | 手数料の額及び負担者                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 求人を受け付ける時の事務費用                                                                                                                                                                      | 1,000円以内<br>手数料負担者は求人者とします。                                                                                                                                                                                                              |
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス<br>【職業紹介サービス】                                                                                                                                                | （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）<br>成功報酬<br>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50%以内<br>手数料負担者は求人者とします。<br><br>（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）<br>成功報酬<br>当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50%<br>手数料負担者は求人者とします。 |
| 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス<br>【職業紹介の付加サービス】<br>*上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合                                                                                           | 成功報酬<br>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の50%<br>手数料負担者は求人者とします。                                                                                                                                                                |
| 個人家庭において「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項」に規定する介護関係業務に係る作業であって入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練または介護に関わる作業に従事する家政婦（夫）については、労災保険特別加入に係わる第二種特別加入保険料に充てるべき額を求人された方から徴収します。（但し家政婦（夫）が特別加入した場合に限る） | 支払われた賃金の0.65%に相当する額<br>手数料負担者は求人者とします。                                                                                                                                                                                                   |

・求職者からは手数料を徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については誠意をもって対応致します。

苦情申出先：職業紹介責任者 穴見日出雄 連絡先（042）318-2576

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

- 第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員内の職員はアヒル家政婦紹介所の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介所責任者穴見日出雄とする。
- 第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致すると

きは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は誠意をもって適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者穴見日出雄とする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者穴見日出雄とする。

#### ●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は以下のとおりです。

- ① 入社後、1か月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- ② 入社後、2か月以内に雇用契約が終了した場合 20%

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。